



発行 新潟県

第 28 号

令和元年8月9日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

規 則

- 8 新潟県麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則（医務薬事課）
- 9 新潟県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則（障害福祉課）

告 示

- 301 特定計量器定期検査の実施（計量検定所）
- 302 特定計量器定期検査の実施（計量検定所）
- 303 農用地利用配分計画の認可の申請（地域農政推進課）
- 304 農産物検査法に基づく地域登録検査機関の登録事項の変更（食品・流通課）
- 305 農産物検査法に基づく地域登録検査機関の業務の廃止（食品・流通課）
- 306 土地改良区役員の就任届（農地計画課）
- 307 土地改良区連合役員の退任届（農地計画課）
- 308 県営土地改良事業計画の決定（農地計画課）
- 309 交換分合計画の認可（農地整備課）
- 310 公共測量の実施（監理課）
- 311 公共測量の実施（監理課）
- 312 公共測量の実施（監理課）
- 313 公共測量の終了通知（監理課）

病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）
- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）
- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）

雑 報

- 公立大学法人新潟県立看護大学の平成30年度財務諸表（大学・私学振興課）

規 則

新潟県麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年8月9日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第8号

新潟県麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則

新潟県麻薬及び向精神薬取締法施行細則（平成2年新潟県規則第85号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）に対応する同表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には当該移動後項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（費用の徴収）</p> <p>第17条 法第59条の4の規定により知事が、措置入院者、その配偶者並びに措置入院者と生計を一にする直系血族及び兄弟姉妹（以下「措置入院費負担義務者」という。）から徴収する費用の額は、措置入院費負担義務者に係る<u>法第58条の8第1項の規定による入院のあった月の属する年度（当該入院のあった月が4月から6月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定により課する所得割を除く。以下「所得割」という。）の額の合算額に</u>応じ、別表により認定した額とする。</p> <p><u>2 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによる。</u></p> <p><u>(1) 措置入院者、その配偶者又は措置入院者と生計を一にする直系血族若しくは兄弟姉妹に地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族（16歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。）又は同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族（19歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。）があるときは、同号に規定する額（扶養親族に係る額又は特定扶養親族に係る額（扶養親族に係る額に相当する額を除く。）に限る。）に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。</u></p> <p><u>(2) 措置入院者、その配偶者又は措置入院者と生計を一にする直系血族若しくは兄弟姉妹が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するも</u></p>	<p>（費用の徴収）</p> <p>第17条 法第59条の4の規定により知事が、措置入院者、その配偶者並びに措置入院者と生計を一にする直系血族及び兄弟姉妹（以下「措置入院費負担義務者」という。）から徴収する費用の額は、措置入院費負担義務者に係る<u>所得税額（1月1日から5月31日までの間の入院費用については前々年分のものとし、6月1日から12月31日までの間の入院費用については前年分のものとする。以下同じ。）の合算額に</u>応じ、別表により認定した額とする。</p>

のとする。

(3) 措置入院者、その配偶者又は措置入院者と生計を一にする直系血族若しくは兄弟姉妹が地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者であるときは、次のア又はイに定めるとおりとする。

ア 地方税法第295条第1項(同項第2号の規定に係る部分に限る。)の規定により市町村民税が課されないこととなる者である場合は、所得割の額は零とする。

イ アに該当しない者である場合は、地方税法第314条の2第1項第8号に規定する額(同条第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額)に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。

3 措置入院者、その配偶者又は措置入院者と生計を一にする直系血族若しくは兄弟姉妹は、入院することとなった日及び入院期間に含まれる7月1日における措置入院費負担義務者の状況を別記第11号様式の2により知事に届け出なければならない。

4 (略)

(費用徴収の特例)

第18条 (略)

2 (略)

3 月の中途において措置入院者、その配偶者又は措置入院者と生計を一にする直系血族若しくは兄弟姉妹に変更があつた場合の費用徴収額は、変更のあつた月の翌月から再認定した額とする。

別表 (第17条関係)

措置入院費負担義務者の所得割の額の合算額	費用徴収額 (月額)
564,000円以下	(略)
564,001円以上	(略)

第11号様式の2 (第17条関係)

措置入院者家族等構成員届

2 措置入院者、その配偶者又は措置入院者と生計を一にする直系血族若しくは兄弟姉妹は、入院することとなった日及び入院期間に含まれる6月1日における措置入院費負担義務者の状況を別記第11号様式の2により知事に届け出なければならない。

3 (略)

(費用徴収の特例)

第18条 (略)

2 (略)

3 月の中途において措置入院費負担義務者に変更があつた場合の費用徴収額は、変更のあつた月の翌月から再認定した額とする。

別表 (第17条関係)

措置入院費負担義務者の所得税額の合算額	費用徴収額 (月額)
1,470,000円以下	(略)
1,470,001円以上	(略)

第11号様式の2 (第17条関係)

措置入院者家族等構成員届

(略)

下記のとおり新潟県麻薬及び向精神薬取締法施行細則第17条第3項の規定により届け出ます。

記

(略)					
措置入院者と生計を一にする世帯員	続柄	(略)	職業又は勤務先	※所得割額	(略)
		(略)			
(略)					
措置入院者と生計を一にする世帯員が措置入院者の住所と異なる場合の住所		※所得割額の計			
(略)					

(略)

添付書類 市町村民税所得割の額を明らかにすることのできる書類 (課税証明書等)

第12号様式 (第17条関係)
措置入院者家族等構成員変更届

(略)

下記のとおり新潟県麻薬及び向精神薬取締法施行細則第17条第4項の規定により届け出ます。

(略)

添付書類

- 1 転入の場合
市町村民税所得割の額を明らかにすることのできる書類 (課税証明書等)
- 2 (略)

(略)

(略)

下記のとおり新潟県麻薬及び向精神薬取締法施行細則第17条第2項の規定により届け出ます。

記

(略)					
措置入院者と生計を一にする世帯員	続柄	(略)	職業又は勤務先	※前年分の所得税額	(略)
		(略)			
(略)					
措置入院者と生計を一にする世帯員が措置入院者の住所と異なる場合の住所		※所得税計			
(略)					

(略)

添付書類 源泉徴収票又は税務署が発行する納税証明書

第12号様式 (第17条関係)
措置入院者家族等構成員変更届

(略)

下記のとおり新潟県麻薬及び向精神薬取締法施行細則第17条第3項の規定により届け出ます。

(略)

添付書類

- 1 転入の場合
源泉徴収票又は税務署が発行する納税証明書
- 2 (略)

(略)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後の入院に要した費用徴収額から適用し、同日前の入院に要した費用徴収額については、なお従前の例による。

新潟県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年8月9日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第9号

新潟県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

新潟県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和58年新潟県規則第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）に対応する同表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）が存在する場合には当該移動項を当該移動後項とし、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には当該移動後項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（入院費用の徴収）</p> <p>第9条（略）</p> <p>2 前項の規定により徴収する額（以下「費用徴収額」という。）は、費用負担者に係る<u>法第29条第1項又は法第29条の2第1項の規定による入院のあつた月の属する年度（当該入院のあつた月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定により課する所得割を除く。以下「所得割」という。）の額の合算額に応じ、別表第1により認定した額とする。</u></p> <p>3 <u>所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによる。</u></p> <p><u>(1) 措置入院者、その配偶者又は措置入院者と生計を一にする直系血族若しくは兄弟姉妹に地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族（16歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。）又は同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族（19歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。）があるときは、同号に規定する額（扶養親族に係る額又は特定扶養親族に係る額（扶養親族に係る額に相当する額を除く。）に限る。）に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。</u></p> <p><u>(2) 措置入院者、その配偶者又は措置入院者と生計を一にする直系血族若しくは兄弟姉妹が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を</u></p>	<p>（入院費用の徴収）</p> <p>第9条（略）</p> <p>2 前項の規定により徴収する額（以下「費用徴収額」という。）は、費用負担者に係る<u>所得税額（1月1日から5月31日までの間の入院費用については前々年分のものとし、6月1日から12月31日までの間の入院費用については前年分のものとする。以下同じ。）の合算額</u>に応じ、別表第1により認定した額とする。</p>

有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

(3) 措置入院者、その配偶者又は措置入院者と生計を一にする直系血族若しくは兄弟姉妹が地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者であるときは、次のア又はイに定めるとおりとする。

ア 地方税法第295条第1項(同項第2号の規定に係る部分に限る。)の規定により市町村民税が課されないこととなる者である場合は、所得割の額は零とする。

イ アに該当しない者である場合は、地方税法第314条の2第1項第8号に規定する額(同条第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額)に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。

4 第5条の通知を受けた家族等は、当該通知を受けたときは入院措置日における費用負担者等の状況を、継続して入院しているときは毎年7月1日現在の費用負担者等の状況を、速やかに別記第6号様式により知事に届け出なければならない。

5 (略)

(費用徴収額の特例)

第10条 (略)

2 (略)

3 月の中途において措置入院者、その配偶者又は措置入院者と生計を一にする直系血族若しくは兄弟姉妹に変更があつた場合の費用徴収額は、変更のあつた月の翌月から再認定した額とする。

(手帳の交付申請等)

第26条 (略)

2 省令第23条第2項第1号の診断書は、知事が別に定めるところによるものとする。

別表第1 (第9条関係)

費用負担者の所得割の合算額	費用徴収額(月額)
---------------	-----------

有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

(3) 措置入院者、その配偶者又は措置入院者と生計を一にする直系血族若しくは兄弟姉妹が地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者であるときは、次のア又はイに定めるとおりとする。

ア 地方税法第295条第1項(同項第2号の規定に係る部分に限る。)の規定により市町村民税が課されないこととなる者である場合は、所得割の額は零とする。

イ アに該当しない者である場合は、地方税法第314条の2第1項第8号に規定する額(同条第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額)に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。

3 第5条の通知を受けた家族等は、当該通知を受けたときは入院措置日における費用負担者等の状況を、継続して入院しているときは毎年6月1日現在の費用負担者等の状況を、速やかに別記第6号様式により知事に届け出なければならない。

4 (略)

(費用徴収額の特例)

第10条 (略)

2 (略)

3 月の中途において費用負担者に変更があつた場合の費用徴収額は、変更のあつた月の翌月から再認定した額とする。

(手帳の交付申請等)

第26条 (略)

2 省令第23条第1項第1号の診断書は、知事が別に定めるところによるものとする。

別表第1 (第9条関係)

費用負担者の所得税額の合算額	費用徴収額(月額)
----------------	-----------

564,000円以下	(略)
564,001円以上	(略)

別表第2 (第29条関係)

提出書類	提出部数	経由機関
1 法第22条第2項の規定による精神障害者等の診察及び保護の申請書	(略)	
(略)		
6 法第33条の7第5項の規定による応急入院の届出書	(略)	
(略)		

第6号様式 (第9条関係)

措置入院者家族等構成員届

(略)

新潟県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則第9条第4項の規定により次のとおり届け出ます。

(略)					
患者と生計を一にする世帯員	患者との続柄	(略)	職業又は勤務先	※所得割額	(略)
		(略)			
(略)					
患者と生計を一にする世帯員が患者の住所と異なる場合の住所		※所得割額の計		(略)	
(略)					

添付書類

市町村民税所得割の額を明らかにすることのできる書類 (課税証明書等)

(略)

第7号様式 (第9条関係)

措置入院者家族等構成員変更届

(略)

新潟県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則第9条第5項の規定により次のとおり届け出ます。

(略)

添付書類

1 転入の場合

市町村民税所得割の額を明らかにすることのできる書類 (課税証明書等)

1,470,000円以下	(略)
1,470,001円以上	(略)

別表第2 (第29条関係)

提出書類	提出部数	経由機関
1 法第23条第2項の規定による精神障害者等の診察及び保護の申請書	(略)	
(略)		
6 法第33条の4第5項の規定による応急入院の届出書	(略)	
(略)		

第6号様式 (第9条関係)

措置入院者家族等構成員届

(略)

新潟県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則第9条第3項の規定により次のとおり届け出ます。

(略)					
患者と生計を一にする世帯員	患者との続柄	(略)	職業又は勤務先	※前年分の所得税額	(略)
		(略)			
(略)					
患者と生計を一にする世帯員が患者の住所と異なる場合の住所		※所得税計		(略)	
(略)					

添付書類

源泉徴収票又は税務署が発行する納税証明書

(略)

第7号様式 (第9条関係)

措置入院者家族等構成員変更届

(略)

新潟県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則第9条第4項の規定により次のとおり届け出ます。

(略)

添付書類

1 転入の場合

源泉徴収票又は税務署が発行する納税証明書

<p>2 (略) (略)</p> <p>第23号様式 (第28条関係) 障害者手帳再交付申請書 (略)</p> <p style="text-align: center;">申請者 住所 氏名 ⑤ 生年月日 個人番号 現行の手帳番号 号</p> <p>(略)</p> <p>注1・2 (略)</p> <p>3 <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第30条第1項第2号に掲げる書類(運転免許証等)を提示する場合は、個人番号の記載は要しない。</u></p>	<p>2 (略) (略)</p> <p>第23号様式 (第28条関係) 障害者手帳再交付申請書 (略)</p> <p style="text-align: center;">申請者の住所 申請者の氏名 ⑤ 申請者の個人番号 現行の手帳番号 号</p> <p>(略)</p> <p>注1・2 (略)</p>
---	--

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の別表第1の規定は、この規則の施行の日以後の入院に要した費用徴収額から適用し、同日前の入院に要した費用徴収額については、なお従前の例による。

告 示

◎新潟県告示第301号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、津南町の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

令和元年8月9日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 検査の対象となる特定計量器
計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する特定計量器
- 2 定期検査を行う期日、場所及び区域

検査日時		検査場所	検査区域等
9月11日(水)	午後1時から4時まで	津南町総合センター	津南町全域
9月12日(木)	午前9時から正午まで 午後1時から4時まで		
9月13日から令和2年3月15日まで。 ただし、土・日曜日及び祝日並びに12月30日、12月31日、令和2年1月2日、1月3日を除く。	午前9時30分から正午まで 午後1時から3時30分まで	新潟県計量検定所	上記の未受検者
		特定計量器の所在の場所	特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項に規定する特定計量器

- 3 実施機関
新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会

◎新潟県告示第302号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、十日町市の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

令和元年8月9日

新潟県知事 花角 英世

1 検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する特定計量器

2 定期検査を行う期日、場所及び区域

検査日時	検査場所	検査区域等
9月13日(金)	午前9時から正午まで	水沢公民館
9月17日(火)	午後1時から4時まで	下条公民館
9月18日(水)	午前9時から正午まで	十日町市総合福祉センター
9月19日(木)	午後1時から4時まで	サンクロス十日町
9月20日(金)	午前9時から正午まで	川治公民館
9月24日(火)	午後1時から4時まで	松之山自然休養村センター (松之山公民館) 地下ピロティ
9月25日(水)	午前9時から正午まで 午後1時から4時まで	千手中央コミュニティセンター 車庫
9月26日(木)	午前9時から正午まで 午後1時から4時まで	松代支所 車庫
9月27日(金)	午前9時から正午まで	十日町市陸上競技場
9月30日(月)	午後1時から4時まで	吉田公民館
10月1日(火)	午前9時から正午まで 午後1時から4時まで	中里支所 車庫
10月2日(水)	午前9時から正午まで	予備日
10月3日から令和2年3月15日まで。ただし、土・日曜日及び祝日並びに12月30日、12月31日、令和2年1月2日、1月3日を除く。	午前9時30分から正午まで 午後1時から3時30分まで	新潟県計量検定所 特定計量器の所在の場所
		上記の未受検者 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項に規定する特定計量器

3 実施機関

新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会

◎新潟県告示第303号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」という。）第18条第1項の規定により、公益社団法人新潟県農林公社から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があった。

なお、当該農用地利用配分計画は、告示日から2週間、次の場所において縦覧に供する。

令和元年8月9日

新潟県知事 花角 英世

1 農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
村上市	1者	飯岡山崎1463番ほか20筆 6.2ha
関川村	1者	金丸73番3ほか23筆 3.1ha
新潟市	5者	秋葉区市之瀬下中田926番1ほか21筆 1.5ha
阿賀町	1者	鹿瀬寺ノ原3465番1ほか7筆 0.4ha
長岡市	1者	芹川町千分157番ほか1筆 0.2ha
見附市	2者	今町越後塚2240番1ほか22筆 4.1ha
小千谷市	1者	禰生中原丙1415番2ほか2筆 0.2ha
南魚沼市	2者	茗荷沢大柳6番2ほか50筆 6.7ha

柏崎市	4者	田屋菅田1046番1ほか13筆 0.5ha
上越市	2者	東京田六反田8番ほか31筆 3.9ha
佐渡市	4者	三瀬川荊尾23番ほか20筆 3.3ha
合計	24者	221筆 30.1ha

2 申請年月日

令和元年7月31日

3 縦覧の場所

- 新潟県農林水産部地域農政推進課
- 新潟県村上地域振興局農林振興部企画振興課
- 新潟県新潟地域振興局農林振興部農業企画課
- 新潟県新潟地域振興局巻農業振興部企画振興課
- 新潟県長岡地域振興局農林振興部農業企画課
- 新潟県南魚沼地域振興局農林振興部企画振興課
- 新潟県柏崎地域振興局農業振興部企画振興課
- 新潟県上越地域振興局農林振興部農業企画課
- 新潟県佐渡地域振興局農林水産振興部農業企画課

4 意見書の提出

法第18条第3項の規定による意見書の提出に当たっては、縦覧場所に備え付けの「農用地利用配分計画に対する意見書の提出について」によること。

◎新潟県告示第304号

農産物検査法(昭和26年法律第144号)第17条第7項の規定により、地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があり、登録台帳への記載事項を次のとおりとした。

令和元年8月9日

新潟県知事 花角 英世

登録番号	15018	登録年月日	平成21年9月9日					
登録検査機関の名称	株式会社 諸長							
代表者氏名	代表取締役 諸橋 勤							
主たる事務所の所在地	新潟県魚沼市十日町352番地15							
登録の区分	品位等検査							
農産物の種類	国内産玄米							
農産物検査を行う区域	農産物検査員				成分検査業務受委託先			
	氏名	住所	農産物の種類	証明書番号	受委託の区分	登録検査機関の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地
新潟県	酒井 英之	新潟県魚沼市干溝 2123-1	玄米	K1515094				
	山田 隆夫	新潟県魚沼市干溝 2122-1	玄米	K1517152				
	諸橋 憲生	新潟県魚沼市査島 736-3	玄米	K1524007				
	榎本 定雄	新潟県魚沼市七日市 97-3	玄米	K1517176				
備考	略称『諸長』令和元年8月9日 農産物検査員1名の住所変更。							

◎新潟県告示第305号

農産物検査法(昭和26年法律第144号)第17条第8項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の業務の廃止の届出があった。

令和元年8月9日

新潟県知事 花角 英世

地域登録検査機関の名称	有限会社あさひ農研
代表者氏名	代表取締役 松井 聡
主たる事務所の所在地	新潟県長岡市朝日880番地1
休止又は廃止の別	廃止
廃止年月日	令和元年7月31日
廃止しようとする業務	国内産農産物 品位等検査

◎新潟県告示第306号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、新潟市の亀田郷土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

令和元年8月9日

新潟県新潟地域振興局長

1 就任

理事 新潟市江南区北山994番地 阿部 徳威

” ” 東区中木戸218番地 佐野 正人

就任年月日 令和元年7月26日

◎新潟県告示第307号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条で準用する第18条第17項の規定により、佐渡市の佐渡土地改良区連合から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和元年8月9日

新潟県佐渡地域振興局長

1 退任

理事 佐渡市大小539 須田 久昭

退任年月日 令和元年7月20日

理事 佐渡市下新穂131-3 森田 義人

退任年月日 令和元年7月25日

◎新潟県告示第308号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、小千谷市の一部を受益地域とする県営塩殿地区区画整理・農業用排水施設整備（農地環境整備）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和元年8月9日

新潟県知事 花 角 英 世

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和元年8月13日から令和元年9月9日まで

3 縦覧に供する場所

小千谷市役所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査

請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア（審査請求をした場合にはイ）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第309号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第99条第1項の規定により、交換分合計画を次のとおり認可した。

令和元年8月9日

新潟県上越地域振興局長

1 交換分合を行う者の名称

和田土地改良区

2 地区名

木島・広島地区

3 認可年月日

令和元年7月25日

4 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる。

(2) なお、正当な理由があるときは、上記(1)の期間を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第310号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局長岡国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和元年8月9日

新潟県知事 花角英世

1 作業種類 公共測量（基準点測量、地形測量）

2 作業期間 令和元年8月1日から令和元年12月27日まで

3 作業地域 柏崎市内（長崎、長崎新田、土合、上原、山本）

◎新潟県告示第311号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局長岡国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和元年8月9日

新潟県知事 花角英世

1 作業種類 公共測量（基準点測量）

2 作業期間 令和元年8月5日から令和2年1月31日まで

3 作業地域 長岡市全域、見附市北部、柏崎市全域、魚沼市下島一部

小千谷市ひ生一部、湯沢町一部

◎新潟県告示第312号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県十日町地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和元年8月9日

新潟県知事 花角英世

1 作業種類 公共測量（県営中山間地域総合整備事業 六箇地区（田麦（立ヶ坂）換地区） 確定測量）

2 作業期間 令和元年8月13日から令和2年2月21日まで

3 作業地域 十日町市 地内

◎新潟県告示第313号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局長岡国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和元年8月9日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 平成30年10月1日から令和元年7月26日まで
- 3 作業地域 南魚沼市余川、川窪、四十日

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、運動負荷心電図測定装置の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和元年8月9日

新潟県立新発田病院長 塚田 芳久

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入等件名及び数量
運動負荷心電図測定装置 一式
 - (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
 - (3) 納入期限
令和元年9月30日（月）
 - (4) 納入場所
新潟県立新発田病院
 - (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札参加資格
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 指名停止期間中の者でないこと。
 - (3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
 - (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
 - (5) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- 3 入札説明書の交付場所等
 - (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号 957-8588
新潟県新発田市本町1丁目2番8号
新潟県立新発田病院経営課
電話番号 0254-22-3121 内線2516
 - (2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。
 - (3) 応札仕様書の提出期限
令和元年8月16日（金）午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

令和元年8月21日(水) 午前10時00分
新潟県立新発田病院 5階大会議室

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立新発田病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、これを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、超音波気管支ファイバービデオスコープの購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和元年8月9日

新潟県立がんセンター新潟病院長 佐藤 信昭

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

超音波気管支ファイバービデオスコープ 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和元年9月30日(月)

(4) 納入場所

新潟県立がんセンター新潟病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
- (4) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (5) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号 951-8566
新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3
新潟県立がんセンター新潟病院経営課
電話番号 025-266-5111 内線2312

- (2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

4 入札、開札の日時及び場所

令和元年8月27日（火）午前10時00分
新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階研修室A

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
免除する。
- (3) 契約保証金
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。
- (4) 入札の無効
本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法
本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (7) 契約の停止等
当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。
- (8) その他
ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。（提出がないときは、契約を締結しない場合がある。）
イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、肩関節鏡器械セットについて、次のとおり一般競争入札を行う。

令和元年8月9日

新潟県立十日町病院長 吉嶺 文俊

1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量
肩関節鏡器械セット 一式
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
令和元年9月30日（月）

(4) 納入場所

新潟県立十日町病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 948-0065

新潟県十日町市高田町三丁目南32番地9

新潟県立十日町病院経営課

電話番号 025-757-5566 内線115

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

令和元年8月20日(火)午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

令和元年8月21日(水)午前10時30分

新潟県立十日町病院 外来棟3階講堂

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立十日町病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないとき

は、契約を締結しない場合がある。)イ 詳細は入札説明書による。

雑報

公立大学法人新潟県立看護大学の平成30年度財務諸表について（公告）

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第34条第3項の規定により、公立大学法人新潟県立看護大学の平成30年度財務諸表を次のとおり公告する。

令和元年8月9日

公立大学法人新潟県立看護大学 理事長 小泉 美佐子

貸借対照表

(平成31年3月31日)

(単位:円)

資産の部

I 固定資産

1 有形固定資産

土地		1,352,373,000
建物	932,871,000	
減価償却累計額	<u>△ 184,545,504</u>	748,325,496
構築物	45,241,452	
減価償却累計額	<u>△ 5,629,395</u>	39,612,057
工具器具備品	95,816,330	
減価償却累計額	<u>△ 50,538,555</u>	45,277,775
図書		282,148,099
美術品・收藏品		18,330,000
車両運搬具	2,222,377	
減価償却累計額	<u>△ 2,129,777</u>	92,600
有形固定資産合計		2,486,159,027

2 無形固定資産

電話加入権		<u>18,000</u>
無形固定資産合計		18,000

3 投資その他の資産

その他の投資その他の資産		<u>2,001,910</u>
投資その他の資産合計		<u>2,001,910</u>

固定資産合計 2,488,178,937

II 流動資産

現金及び預金	305,524,922	
未収入金	335,291	
前払費用	<u>1,396,069</u>	
流動資産合計		<u>307,256,282</u>
資産合計		<u>2,795,435,219</u>

負債の部

I 固定負債

資産見返負債

資産見返運営費交付金等	36,135,611	
-------------	------------	--

資産見返寄附金	3,708,184	
---------	-----------	--

資産見返物品受贈額	<u>271,601,153</u>	311,444,948
-----------	--------------------	-------------

長期リース債務		<u>19,606,803</u>
---------	--	-------------------

固定負債合計		331,051,751
--------	--	-------------

II 流動負債

前受金		3,077,784
-----	--	-----------

預り科学研究費補助金		14,376,176
------------	--	------------

預り金		6,764,863
-----	--	-----------

未払金		119,023,691
-----	--	-------------

リース債務		13,493,975
-------	--	------------

流動負債合計		<u>156,736,489</u>
--------	--	--------------------

負債合計		487,788,240
------	--	-------------

純資産の部

I 資本金

地方公共団体出資金	<u>2,285,244,000</u>	
-----------	----------------------	--

資本金合計		2,285,244,000
-------	--	---------------

II 資本剰余金

資本剰余金		44,397,910
-------	--	------------

損益外減価償却累計額(△)	<u>△ 185,931,503</u>	
---------------	----------------------	--

資本剰余金合計		△ 141,533,593
---------	--	---------------

III 利益剰余金

目的積立金		1,357,063
-------	--	-----------

積立金		1,586,000
-----	--	-----------

当期末処分利益	<u>160,993,509</u>	
---------	--------------------	--

(うち当期総利益)	(160,993,509)	
-----------	-----------------	--

利益剰余金合計		<u>163,936,572</u>
---------	--	--------------------

純資産合計		<u>2,307,646,979</u>
-------	--	----------------------

負債純資産合計		<u>2,795,435,219</u>
---------	--	----------------------

損益計算書

(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

(単位:円)

経常費用

業務費

教育経費	102,712,649	
研究経費	30,134,342	
教育研究支援経費	18,034,741	
受託事業費	59,230	
役員人件費	28,278,318	
教員人件費	554,862,407	
職員人件費	<u>135,971,006</u>	870,052,693

一般管理費		64,469,910
-------	--	------------

財務費用

支払利息	<u>392,480</u>	<u>392,480</u>
------	----------------	----------------

経常費用合計		<u>934,915,083</u>
--------	--	--------------------

経常収益

運営費交付金収益		661,582,565
----------	--	-------------

授業料収益		213,480,246
-------	--	-------------

入学金収益		42,130,800
-------	--	------------

検定料収益		6,212,200
-------	--	-----------

受託事業等収益

その他の団体からの受託事業等収益	<u>150,000</u>	150,000
------------------	----------------	---------

寄附金収益		1,017,766
-------	--	-----------

資産見返負債戻入

資産見返運営費交付金等戻入	2,610,945	
---------------	-----------	--

資産見返物品受贈額戻入	<u>1,615,758</u>	4,226,703
-------------	------------------	-----------

財務収益			
受取利息	<u>3,348</u>	3,348	
雑益			
財産貸付料収益	5,844,640		
科学研究費補助金間接経費収入	5,445,728		
その他	<u>4,857,351</u>	<u>16,147,719</u>	
經常収益合計			<u>944,951,347</u>
經常利益			10,036,264
臨時利益			
運営費交付金収益		<u>150,957,245</u>	<u>150,957,245</u>
当期純利益			<u>160,993,509</u>
当期総利益			<u><u>160,993,509</u></u>

キャッシュ・フロー計算書

(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

(単位:円)

I 業務活動によるキャッシュ・フロー

原材料、商品又はサービスの購入による支出	△ 134,956,093
人件費支出	△ 653,497,815
その他の業務支出	△ 55,947,747
運営費交付金収入	698,368,893
授業料収入	209,461,746
入学金収入	42,130,800
検定料収入	6,212,200
受託事業収入	500,000
補助金収入	236,000
寄附金収入	757,750
預り金の増減	7,930,599
その他収入	17,420,724
業務活動によるキャッシュ・フロー	138,617,057

II 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 26,216,711
敷金保証金の戻入による収入	130,000
小計	△ 26,086,711
利息の受取額	3,348
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 26,083,363

III 財務活動によるキャッシュ・フロー

リース債務の返済による支出	△ 13,895,248
利息の支払額	△ 404,816
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 14,300,064

IV 資金増加額 98,233,630

V 資金期首残高 207,291,292

VI 資金期末残高 305,524,922

利益の処分に関する書類

(令和元年7月4日)

(単位:円)

I	当期未処分利益		160,993,509
	当期総利益	160,993,509	
II	積立金振替額		1,357,063
	教育研究等環境改善積立金	1,357,063	
III	利益処分額		
	積立金		162,350,572

行政サービス実施コスト計算書

(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

(単位:円)

I 業務費用

(1) 損益計算書上の費用

業務費	870,052,693	
一般管理費	64,469,910	
財務費用	<u>392,480</u>	934,915,083

(2) (控除)自己収入等

授業料収益	△ 213,480,246	
入学金収益	△ 42,130,800	
検定料収益	△ 6,212,200	
受託事業等収益	△ 150,000	
寄附金収益	△ 1,017,766	
財務収益	△ 3,348	
雑益	<u>△ 10,701,991</u>	<u>△ 273,696,351</u>

業務費用合計 661,218,732

II 損益外減価償却相当額 32,143,583

III 引当外賞与増加見積額 1,208,901

IV 引当外退職給付増加見積額 △ 89,757,546

V 機会費用

地方公共団体出資の機会費用 0

VI (控除)設立団体納付額 0

VII 行政サービス実施コスト 604,813,670

注 記 事 項

I 重要な会計方針

1 運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

期間進行基準を採用しています。

なお、施設整備及び退職一時金については、費用進行基準を採用しています。

2 減価償却の会計処理方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しています。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としています。

なお、主な資産の耐用年数は以下のとおりです。

建物	26～36年
構築物	10～34年
工具器具備品	4～15年
車両運搬具	6年

また、特定の償却資産(地方独立行政法人会計基準第87)の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として、資本剰余金から控除して表示しています。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しています。

3 賞与に係る引当金及び見積額の計上基準

賞与については、運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与引当金は計上していません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外賞与増加見積額は、地方独立行政法人会計基準第88第2項に基づき当事業年度末の引当外賞与見積額から前事業年度の同見積額を控除した額を計上しています。

4 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上していません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、地方独立行政法人会計基準第89第4項に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しています。

5 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

地方公共団体出資等の機会費用の計算に使用した利率

決算日における10年国債の利回りは-0.095%でしたが、「地方独立行政法人における行政サービス実施コスト計算書の機会費用算定の取扱について(留意事項)」(令和元年5月29日付け総務省 事務連絡)に基づき、利率を0として計算しています。

6 リース取引の会計処理

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

7 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっています。

II 「貸借対照表」注記

- (1) 運営費交付金から充当されるべき賞与の見積額は39,559千円です。
- (2) 運営費交付金から充当されるべき退職給付の見積額は178,298千円です。
(新潟県からの派遣職員に対する退職給付見積額は、上記金額には含んでいません。)

III 「キャッシュ・フロー計算書」注記

1 資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金	305,524,922	円
資金期末残高	305,524,922	円

2 重要な非資金取引の内容

- (1) 現物寄附による資産の取得

図書	674,580	円
合 計	674,580	円

IV 「行政サービス実施コスト計算書」注記

- (1) 引当外賞与増加見積額の中には、新潟県からの派遣職員に係るものも含まれています。
- (2) 引当外退職給付増加見積額の中には、新潟県からの派遣職員に係るものも含まれています。
- (3) 機会費用の内訳
機会費用はすべて設立団体(新潟県)に係るものです。

V 重要な債務負担行為

当事業年度に契約を締結し、翌期以降に支払いが発生する重要なものは以下のとおりです。

(単位:円)

契約内容	翌期以降支払額		
	1年以内	1年超	合 計
財務会計等システム開発・導入及び保守業務委託	27,275,724	14,414,436	41,690,160

VI 重要な後発事象

該当事項はありません。

VII 金融商品の時価等に関する事項

1 金融商品の状況に関する事項

当法人は、短期的な預金、国債、地方債等に限定した資金運用を行うこととしております。

2 金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	305,524,922	305,524,922	-
(2) 未払金	(119,023,691)	(119,023,691)	-

負債に計上されているものは、()で示しています。

(注) 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によつて
います。

(2) 未払金

未払金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によつて
ています。

VIII 賃貸等不動産の時価等に関する事項

該当事項はありません。

附属明細書

(1) 固定資産の取得及び処分並びに減価償却費(「第87 特定の償却資産の減価に係る会計処理」及び「第91 資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」による損益外減価償却相当額も含む。)並びに減損損失の明細

(単位:円)

資産の種類	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	減価償却累計額		減損損失累計額		差引当期末残高	摘要		
					当期償却額	当期損益内	当期損益外					
有形固定資産 (特定償却資産)	建物	932,871,000	-	-	932,871,000	184,545,504	30,757,584	-	-	-	748,325,496	
	構築物	-	23,760,000	-	23,760,000	1,385,999	1,385,999	-	-	-	22,374,001	
	計	932,871,000	23,760,000	-	956,631,000	185,931,503	32,143,583	-	-	-	770,699,497	
有形固定資産 (特定償却資産以外)	構築物	21,481,452	-	-	21,481,452	4,243,396	736,385	-	-	-	17,238,056	
	工具器具備品	94,849,730	966,600	-	95,816,330	50,538,555	16,260,184	-	-	-	45,277,775	
	図書	278,624,423	4,494,308	970,632	282,148,099	-	-	-	-	-	282,148,099	
	車両運搬具	2,222,377	-	-	2,222,377	2,129,777	370,396	-	-	-	92,600	
	計	397,177,982	5,460,908	970,632	401,668,258	56,911,728	17,366,965	-	-	-	344,756,530	
非償却資産	土地	1,352,373,000	-	-	1,352,373,000	-	-	-	-	-	1,352,373,000	
	美術品・收藏品	18,330,000	-	-	18,330,000	-	-	-	-	-	18,330,000	
	計	1,370,703,000	-	-	1,370,703,000	-	-	-	-	-	1,370,703,000	
有形固定資産 合計	土地	1,352,373,000	-	-	1,352,373,000	-	-	-	-	-	1,352,373,000	
	建物	932,871,000	-	-	932,871,000	184,545,504	30,757,584	-	-	-	748,325,496	
	構築物	21,481,452	23,760,000	-	45,241,452	5,629,395	2,122,384	-	-	-	39,612,057	
	工具器具備品	94,849,730	966,600	-	95,816,330	50,538,555	16,260,184	-	-	-	45,277,775	
	図書	278,624,423	4,494,308	970,632	282,148,099	-	-	-	-	-	282,148,099	
	美術品・收藏品	18,330,000	-	-	18,330,000	-	-	-	-	-	18,330,000	
	車両運搬具	2,222,377	-	-	2,222,377	2,129,777	370,396	-	-	-	92,600	
	計	2,700,751,982	29,220,908	970,632	2,729,002,258	242,843,231	49,510,548	-	-	-	2,486,159,027	
無形固定資産	電話加入権	18,000	-	-	18,000	-	-	-	-	-	18,000	
	計	18,000	-	-	18,000	-	-	-	-	-	18,000	
投資その他の 資産	差入敷金・保証金・ 預託金	2,131,910	267,000	397,000	2,001,910	-	-	-	-	-	2,001,910	
	計	2,131,910	267,000	397,000	2,001,910	-	-	-	-	-	2,001,910	

(2) たな卸資産の明細

該当事項はありません。

(3) 有価証券の明細

該当事項はありません。

(4) 長期貸付金の明細

該当事項はありません。

(5) 長期借入金の明細

該当事項はありません。

(6) 公立大学法人債の明細

該当事項はありません。

(7) 引当金の明細

該当事項はありません。

(8) 資産除去債務の明細

該当事項はありません。

(9) 保証債務の明細

該当事項はありません。

(10) 資本金及び資本剰余金の明細

(単位:円)

区 分		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
資本金	地方公共団体出資金	2,285,244,000	-	-	2,285,244,000	(注1)
	計	2,285,244,000	-	-	2,285,244,000	
資本剰余金	無償譲与	15,348,000	-	-	15,348,000	(注2)
	運営費交付金	2,289,910	-	-	2,289,910	
	寄附金等	3,000,000	-	-	3,000,000	
	目的積立金	-	23,760,000	-	23,760,000	(注3)
	計	20,637,910	23,760,000	-	44,397,910	
	損益外減価償却累計額	△ 153,787,920	△ 32,143,583	-	△ 185,931,503	(注4)
	差引計	△ 133,150,010	△ 8,383,583	-	△ 141,533,593	

(注1) 新潟県からの現物出資によるものです。

(注2) 新潟県からの無償譲与によるものです。

(注3) 当期増加額は、駐車場整備によるものです。

(注4) 当期増加額は、新潟県からの現物出資(建物)及び目的積立金を財源にした資産(駐車場)に係る減価償却です。

(11) 積立金等の明細及び目的積立金の取崩しの明細

(11)－1 積立金の明細

(単位:円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
法第40条第1項積立金	1,098,000	488,000	-	1,586,000	(注1)
教育研究等環境改善積立金	23,132,748	1,984,315	23,760,000	1,357,063	(注1)(注2)
計	24,230,748	2,472,315	23,760,000	2,943,063	

(注1) 当期増加額は、平成29年度の利益処分によるものです。

(注2) 当期減少額は、当該積立金の用途に従った資産の取得によるものです。

(11)－2 目的積立金の取崩しの明細

(単位:円)

積立金の名称 及び事業名	教育研究等環境改善積立金	
	駐車場整備	計
構築物	23,760,000	23,760,000
中期目標期間終了時の 積立金への振替額	-	-
合 計	23,760,000	23,760,000

(12) 運営費交付金債務及び運営費交付金収益の明細

(12)－1 運営費交付金債務

(単位:円)

交付年度	期首残高	交付金当期 交 付 額	当期振替額				期末残高
			運営費交 付金収益	資産見返運 営費交付金	資本剰余金	小 計	
平成26年度	22,957,245	-	22,957,245	-	-	22,957,245	-
平成27年度	32,000,000	-	32,000,000	-	-	32,000,000	-
平成28年度	32,000,000	-	32,000,000	-	-	32,000,000	-
平成29年度	32,000,000	-	32,000,000	-	-	32,000,000	-
平成30年度	-	698,368,893	693,582,565	4,786,328	-	698,368,893	-
合 計	118,957,245	698,368,893	812,539,810	4,786,328	-	817,326,138	-

(注) 当期振替額の運営費交付金収益には、地方独立行政法人会計基準第79第6項に基づき、臨時利益に計上した金額(150,957,245円)が含まれています。

(12)－2 運営費交付金収益

(単位:円)

業務等区分	平成26年度 交付分	平成27年度 交付分	平成28年度 交付分	平成29年度 交付分	平成30年度 交付分	合 計
期間進行基準	-	-	-	-	584,235,825	584,235,825
費用進行基準	-	-	-	-	77,346,740	77,346,740
会計基準第79第5項 による振替額	22,957,245	32,000,000	32,000,000	32,000,000	32,000,000	150,957,245
計	22,957,245	32,000,000	32,000,000	32,000,000	693,582,565	812,539,810

(注) 地方独立行政法人会計基準第79第5項に基づき、運営費交付金債務の残額を全額収益に振り替えています。

(13) 地方公共団体等からの財源措置の明細

(13)－1 施設費の明細

該当事項はありません。

(13)－2 補助金等の明細

該当事項はありません。

(14) 役員及び教職員の給与の明細

(単位:円、人)

区 分		報酬又は給料等		法定福利費	退職給付	
		金額	支給人員	金額	金額	支給人員
役 員	常 勤	(11,808,000)	(1)	(1,356,483)	(-)	(-)
		25,534,800	2	2,046,283	-	-
	非常勤	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
		695,778	4	1,457	-	-
計	(11,808,000)	(1)	(1,356,483)	(-)	(-)	
		26,230,578	6	2,047,740	-	-
教 職 員	常 勤	(212,902,592)	(26)	(32,859,088)	(77,124,165)	(6)
		488,887,516	68	73,137,718	77,346,740	7
	非常勤	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
		45,916,973	65	5,544,466	-	-
計	(212,902,592)	(26)	(32,859,088)	(77,124,165)	(6)	
		534,804,489	133	78,682,184	77,346,740	7
合 計	常 勤	(224,710,592)	(27)	(34,215,571)	(77,124,165)	6
		514,422,316	70	75,184,001	77,346,740	7
	非常勤	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
		46,612,751	69	5,545,923	(-)	(-)
計	(224,710,592)	(27)	(34,215,571)	(77,124,165)	(6)	
		561,035,067	139	80,729,924	77,346,740	7

(注1) 役員に対する報酬等の支給基準について

公立大学法人新潟県立看護大学役員報酬規程に基づき支給しています。

(注2) 教職員に対する給与及び退職手当の支給基準について

公立大学法人新潟県立看護大学職員給与規程及び公立大学法人新潟県立看護大学職員退職手当規程に基づき支給しています。

(注3) 支給人員数は、年間平均支給人員数で算出しています。

(注4) 法人化時に新潟県より承継した役員及び教職員に係る金額及び人員数は、内数として()に記載しています。

(注5) 支給額には、受託研究費及び受託事業費で支出した人件費は含まれていません。

(15) 開示すべきセグメント情報

当法人は単一セグメントにより事業を行っているため、記載を省略しています。

(16) 業務費及び一般管理費の明細

(単位:円)

教育経費		
消耗品費	14,590,048	
備品費	4,714,632	
印刷製本費	1,060,950	
水道光熱費	15,359,522	
旅費交通費	5,072,753	
通信運搬費	1,330,343	
賃借料	948,884	
保守費	2,213,892	
修繕費	5,503,607	
広告宣伝費	4,102,380	
研修費	39,440	
報酬・委託・手数料	33,886,036	
奨学費	4,018,500	
減価償却費	9,852,999	
雑費	18,663	102,712,649
研究経費		
消耗品費	5,992,844	
備品費	1,680,007	
印刷製本費	364,894	
水道光熱費	5,663,783	
旅費交通費	8,560,789	
通信運搬費	254,029	
賃借料	39,885	
修繕費	373,161	
研修費	646,924	
報酬・委託・手数料	6,558,026	30,134,342
教育研究支援経費		
消耗品費	3,991,951	
備品費	891,000	
印刷製本費	135,324	
図書費	970,632	
水道光熱費	1,645,194	
旅費交通費	312,102	
賃借料	4,640,532	
保守費	272,160	
修繕費	1,263,686	
諸会費	40,000	
報酬・委託・手数料	2,428,563	
減価償却費	1,443,597	18,034,741

受託事業費			59,230
役員人件費			
報酬		26,104,800	
法定福利費		2,047,740	
諸手当		125,778	
			28,278,318
教員人件費			
常勤教員給与			
給料	297,769,556		
賞与	106,777,204		
退職給付費用	77,346,740		
法定福利費	60,278,200	542,171,700	
非常勤教員給与			
給料	11,391,797		
賞与	546,777		
法定福利費	752,133	12,690,707	554,862,407
職員人件費			
常勤職員給与			
給料	62,887,795		
賞与	21,452,961		
法定福利費	12,859,518	97,200,274	
非常勤職員給与			
給料	32,846,997		
賞与	1,131,402		
法定福利費	4,792,333	38,770,732	135,971,006
一般管理費			
消耗品費		3,790,091	
備品費		1,753,488	
印刷製本費		294,962	
水道光熱費		4,315,261	
旅費交通費		2,165,364	
通信運搬費		3,689,231	
賃借料		22,839,519	
車両燃料費		141,269	
福利厚生費		933,439	
保守費		4,989,600	
修繕費		1,871,020	
損害保険料		844,210	
諸会費		1,490,850	
研修費		126,300	
報酬・委託・手数料		9,094,685	
租税公課		10,252	
減価償却費		6,070,369	
雑費		50,000	64,469,910

(17) 寄附金の明細

(単位:円、件)

区 分	当 期 受 入 額	件 数	摘 要
寄附金	1,432,330	283	
合 計	1,432,330	283	

(注) 当期受入額には、科研費等による現物寄附(674,580円、281件)が含まれています。

(18) 受託研究の明細

該当事項はありません。

(19) 共同研究の明細

該当事項はありません。

(20) 受託事業の明細

(単位:円)

区 分	期 首 残 高	当 期 受 入 額	受 託 事 業 等 収 益	期 末 残 高
受託事業(その他)	-	150,000	150,000	-
合 計	-	150,000	150,000	-

(21) 科学研究費補助金等の明細

(単位:円、件)

種 目	当 期 受 入	件 数	摘 要
基盤研究(A)	(740,000) 222,007	1	
基盤研究(B)	(3,170,000) 951,032	4	
基盤研究(C)	(18,475,138) 5,758,715	32	
若手研究(B)	(3,167,281) 690,899	3	
挑戦的萌芽研究	(3,002,762) 900,859	3	
研究成果公開促進費	(1,700,000) -	1	
合 計	(30,255,181) 8,523,512	44	

(注1) 間接経費相当額を記載し、直接経費相当額については、外数として()内に記載しています。

(注2) 分担金を含めて記載しています。

(注3) 基金分の繰越を含めて記載しています。

(22) 上記以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細

(22) - 1 現金及び預金

(単位:円)

区 分	金 額
現 金	0
預 金	305,524,922
計	305,524,922

(22) - 2 未払金

(単位:円)

相 手 先	金 額
人件費(退職金等)	77,923,427
信越情報(株)	4,284,576
(株)大谷ビジネス	2,777,344
(株)謙信堂	2,670,840
新潟県立中央病院	2,568,000
その他	28,799,504
計	119,023,691

(22) - 3 資産見返物品受贈額

(単位:円)

区 分	金 額
構築物	16,698,096
工具器具備品	3
図書	254,903,054
計	271,601,153